

令和3年1月14日

教職員各位

徳島大学危機対策本部長
徳島大学長
野地 澄晴

令和2年度授業の実施等について（1月14日更新）

国の緊急事態宣言が拡大されたことに伴い、令和3年1月8日に発出しました通知内容を下記のとおり更新します。

なお、BCPは「レベル1」を継続します。

長期間にわたって活動が制約され、大きな負担と思いますが、引き続き感染防止の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

※下記のうち下線部分は、令和3年1月8日付け通知からの変更箇所

なお、学生及び保護者に対しては、本学ホームページと教務システムにより、別紙のとおり通知することとしております。

また、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆対象期間 **令和3年2月7日（日）まで**
BCPレベル 1：全学

1. 2月7日（日）までの間は、県をまたぐ移動や不要不急の外出は避けるとともに、やむを得ず県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策をとるよう指導してください。

2月7日（日）までの間に、やむを得ず対象都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県をいう。以下同じ。）に移動する場合は、必ず学務担当係へ連絡するとともに、対象都府県に移動した場合は、再び徳島県内に戻って以降、14日間の自宅待機による体調確認期間を確保するよう指導してください。

ただし、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

※ 対象都府県に居住する学生も、当該地域と徳島県間の移動がある場合は、体調確認期間を確保するため、上記により連絡するよう指導してください。

2. 「BCPレベル0」となるまでの間の授業は、学部等の状況に応じて、講義室の収容定員に対する受講生の割合を50%以下とするなど、「新型コロナウイルスの感染防止に関する授業実施ガイドライン」を基準として、十分な感染予防対策を講じた上で対面授業及び学位取得のための研究等を実施してください。

ただし、十分な感染予防対策が徹底できないと判断される場合は、遠隔授業等を実施してください。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用したTeams、Zoom、ライブ配信システム、manaba等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

※学内で遠隔授業等を受講する学生に向けて、WEB環境と感染防止対策が整った教室等を提供してください。

※自宅等から遠隔授業等を実施する場合の学生との連絡方法として、教務WEBシステムの学外利用機能を活用してください。

※教員（非常勤講師を含む。）が、自宅等で遠隔授業等を行う場合は、労働時間、休暇等に関する規則第6条に定める事業場外勤務として取り扱います。（「事業場外勤務届」の提出は不要です。）

3. 体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状等の理由により、授業等（定期試験を含む）に出席できない学生については、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにすること。

4. その他、各学部等の状況や特性に応じて対応してください。

参考資料

- ・分科会から政府への提言（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」
場面①飲食を伴う懇親会等、場面②大人数や長時間におよぶ飲食、場面③マスクなしでの会話
場面④狭い空間での共同生活、場面⑤居場所の切り替わり など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf
- ・クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）
業種ごとのクラスターの発生要因や知見・教訓等、クラスターのイメージ例 など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf

（本件に関する連絡先）

学務部教育支援課教務・情報係（担当：小倉・安友）

TEL 088-656-7095・7683（内線（常三島：82）7095・7150）

E-Mail kygakujk@tokushima-u.ac.jp

令和3年1月14日

学生及び保護者の皆様へ

徳島大学長
野地 澄 晴

令和2年度の授業実施・学生生活及び課外活動について（1月14日更新）

国の緊急事態宣言が拡大されたことに伴い、令和3年1月8日に発出しました通知内容を、下記のとおり更新します。なお、BCPは「レベル1」を継続します。

長期間にわたって活動が制約され、大きな負担と思いますが、引き続き感染防止の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

また、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆対象期間 令和3年2月7日（日）まで
BCP レベル 1：全学

1. 授業等について

(1) 授業は、学部等において十分な感染防止対策を講じた上で対面授業及び学位取得のための研究等を行います。

ただし、十分な感染防止対策の徹底ができないと判断される場合は、遠隔授業等を行います。教務システムやメール等を随時確認し、指導教員等の指示に従ってください。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用した Teams、Zoom、ライブ配信システム、manaba 等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室等で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

※ネット環境が十分でない学生に向けて、Web環境と感染防止対策が整った教室を確保しています。詳しくは学部等の掲示板等をご確認ください。

(2) 体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状等の理由により、授業等（定期試験を含む）に出席できない学生については欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにしますので、各学部学務担当係（教養教育科目は教養教育係）へ連絡してください。

2. 授業実施及び生活上の注意事項について（全地区共通）

(1) 屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合以外はマスクを着用し、大声での会話や必要

以上の会話は控えてください。

- (2) 3密（密閉・密集・密接）が回避できないような空間に集団で集まることを避けてください。
- (3) 授業終了後は、学内に留まらず帰宅し、自宅で事前・事後学修を行ってください。
- (4) 日頃から十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定など、適切な健康管理を行ってください。
- (5) 手指の消毒や咳エチケットの励行により、感染予防を徹底してください。
- (6) 大学から発信される情報に常に注意を払い、適切に対応してください。大学からの通知は、原則「本学ホームページ」又は「学生用教務システム」から配信しますので、随時確認するようお願いいたします。
- (7) 2月7日（日）までの間は、県をまたぐ移動や不要不急の外出は避けてください。やむを得ず県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策をしてください。

2月7日（日）までの間に、やむを得ず対象都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県をいう。以下同じ。）に移動する場合は、必ず学務担当係へ連絡してください。また、移動の旅程に変更があった場合は、再び徳島県内に戻った後、速やかに学務担当係へ連絡してください。

なお、上記により、対象都府県に移動した場合は、再び徳島県内に戻って以降、14日間の自宅待機による体調確認期間を確保してください。

ただし、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

※ 対象都府県に居住する学生も、当該地域と徳島県間の移動がある場合は、体調確認期間を確保するため、上記により連絡するようお願いいたします。
- (8) 「BCP レベル0」となるまでの間、体調不良等がある場合は、必ず各学部学務担当係へ連絡するとともに、「新型コロナウイルスに関する措置（学生版）」に従って対応してください。
- (9) アルバイトについては、3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない、また、マスクを着用しないよう指導される等、感染予防上、問題があると考えられるアルバイトは自粛してください。

※ 学生後援会に、学生の経済的支援を目的とする「学生金庫」の制度があります。無利息で10万円（上限）の貸し付けを受けることができる制度です。

詳しくは、各学部学務担当係か徳島大学学生後援会にお問い合わせください。
- (10) 「5つの場面」（詳細は参考資料参照）は感染リスクが高まりますので留意してください。特に、集団行動（特に飲み会、カラオケ、ドライブなど）は、引き続き、自粛してください。
- (11) 喫煙場所での感染リスクが指摘されていますので、喫煙される方は注意してください。

(12) 海外渡航について、私事渡航は自粛してください。また、海外から帰国した場合は、14日間の自宅待機のうえ、体調確認を行っていただくことになります。

3. 学内への立入について

学内への立入は、感染拡大防止に最大限の配慮（3密回避、マスクの着用、咳エチケット、手洗い手指消毒等）をした上で、登校してください。

通学時に列車やバス等の公共交通機関を利用する場合は、必ずマスクを着用するとともに、人とは離れて座る、手すりやつり革等、不特定多数の者が触れるものには触れない等の感染防止対策を講じてください。また、目的地に到着した際は、必ず手指の消毒を行ってください。

4. 課外活動上の注意について（公式・非公式の別は問わない。）

(1) 課外活動

対象都府県での課外活動は禁止とします。また、対象都府県以外の県外地域での課外活動は自粛してください。

なお、県内での課外活動は下記の事項に留意し、事前に「課外活動再開申請書」により許可を得た場合は、活動を可能とします。

①屋内施設での課外活動について

密集対策、密着対策、手洗い、うがい、マスク着用、また、参加者を必要最小限の人数に分割するなど、十分な感染防止対策を講じてください。

また、音楽系サークルなどで集団での活動が必要な場合は、人と人との間に十分な距離をとり、定期的な換気を行い、活動中の私語を禁止するなど3密対策を講じてください。

②屋外施設での課外活動について

密集対策、密着対策、手洗い、うがい、マスク着用など、十分な感染防止対策を講じてください。

なお、各体育系サークル等が所属する連盟が公表している活動指針がある場合は、これを十分確認し、指針に基づいた活動を行ってください。

③他大学の学生等と一緒にを行う課外活動について

前記①、②にかかわらず、対象都府県に所在する大学の学生等と一緒にを行う課外活動は禁止とします。また、対象都府県以外の地域に所在する他大学の学生等と一緒にを行う課外活動については、活動を自粛してください。

(2) 課外活動関連のイベント等

イベント等は、特にクラスター（集団）による感染発症リスクが高いことが想定されますので、開催や参加にあたっては、下記の事項に留意してください。

なお、本学の学生団体等がイベントを主催する場合又は他機関等が主催するイベントに参加する場合は、必ず「集会・行事届」に必要事項を記入し、開催又は参加の1週間前までに、参加者名簿に開催要項等を添えて学生支援課へ提出してください。

①本学の学生団体等が主催するイベント

対象都府県からの参加が見込まれるものは開催を禁止とします。また、対象都府県以外の地域

から学外者の参加が見込まれるものは、開催を自粛してください。

なお、上記以外の屋内イベントは、最大 1,000 人で収容率が 50%以内であること、屋外イベントは、最大 1,000 人で、人と人との十分な間隔（2m以上）を確保することとし、参加者の人数や氏名等の管理が出来る場合に限り、開催を可能とします。

②他機関主催の大会やイベント

対象都府県で開催されるものへの参加は禁止します。また、対象都府県以外の県外地域で開催されるものへの参加は自粛してください。

なお、県内で開催されるものは、十分な感染防止対策を講じた上での参加は可能とします。

ただし、県内での開催であっても対象都府県からの参加が見込まれるものへの参加は禁止とします。また、対象都府県以外の地域からの参加者が見込まれるものへの参加は自粛してください。

(3) 勧誘活動及び勧誘イベント等

屋内・屋外を問わず、大人数あるいは長時間にわたる飲食を伴う勧誘活動や会合は、引き続き、自粛してください。

なお、課外活動の見学会については、3密が回避できるような人数を制限し、十分な感染防止対策を講じた上で実施して構いません。

また、屋外での手渡しによるチラシ等の配布についても、3密の回避等、十分な感染防止対策を講じて実施してください。

※ 動画配信を行う場合は、事前に学生支援課に相談が必要です。また、動画等作成時においては、3密の回避等、十分な感染防止対策を講じて実施してください。

(4) 課外活動施設の使用

課外活動施設（学生会館、体育館、課外活動棟）の使用については、感染防止対策を講じた上での使用は可能とします。なお、3密対策を講じることが難しい部室やトレーニングルーム、シャワールームは、1回の入室人数を必要最小限に制限する、使用後のアルコール消毒や換気等、十分な感染防止対策を講じて使用してください。

(5) 物品の貸し出し

物品の貸し出しは、引き続き行いません。

(6) 上記(1)から(4)に記載した事項が守られない場合は、当該学生団体の活動を制限する場合がありますので注意してください。

以上

【各部局問合せ先】

(教養教育に関すること)	教養教育係	088-656-7308
(常三島キャンパス)		
総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創成専攻・臨床心理学専攻)	学務係	088-656-7108
理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学専攻)	学務係	088-656-7315
生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学専攻)	学務係	088-656-8021

(蔵本キャンパス)

医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部	学生係	088-633-7982
医学部保健学科・保健科学教育部		088-633-7030
歯学部・口腔科学教育部	学務係	088-633-7310
薬学部・薬科学教育部	学務係	088-633-7247

【こころの不安に関する問い合わせ先】

キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門 連絡先：088-656-7637、hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp

【学生生活及び課外活動に関する問い合わせ先】

学務部学生支援課学生支援係 連絡先：088-656-7086、7287

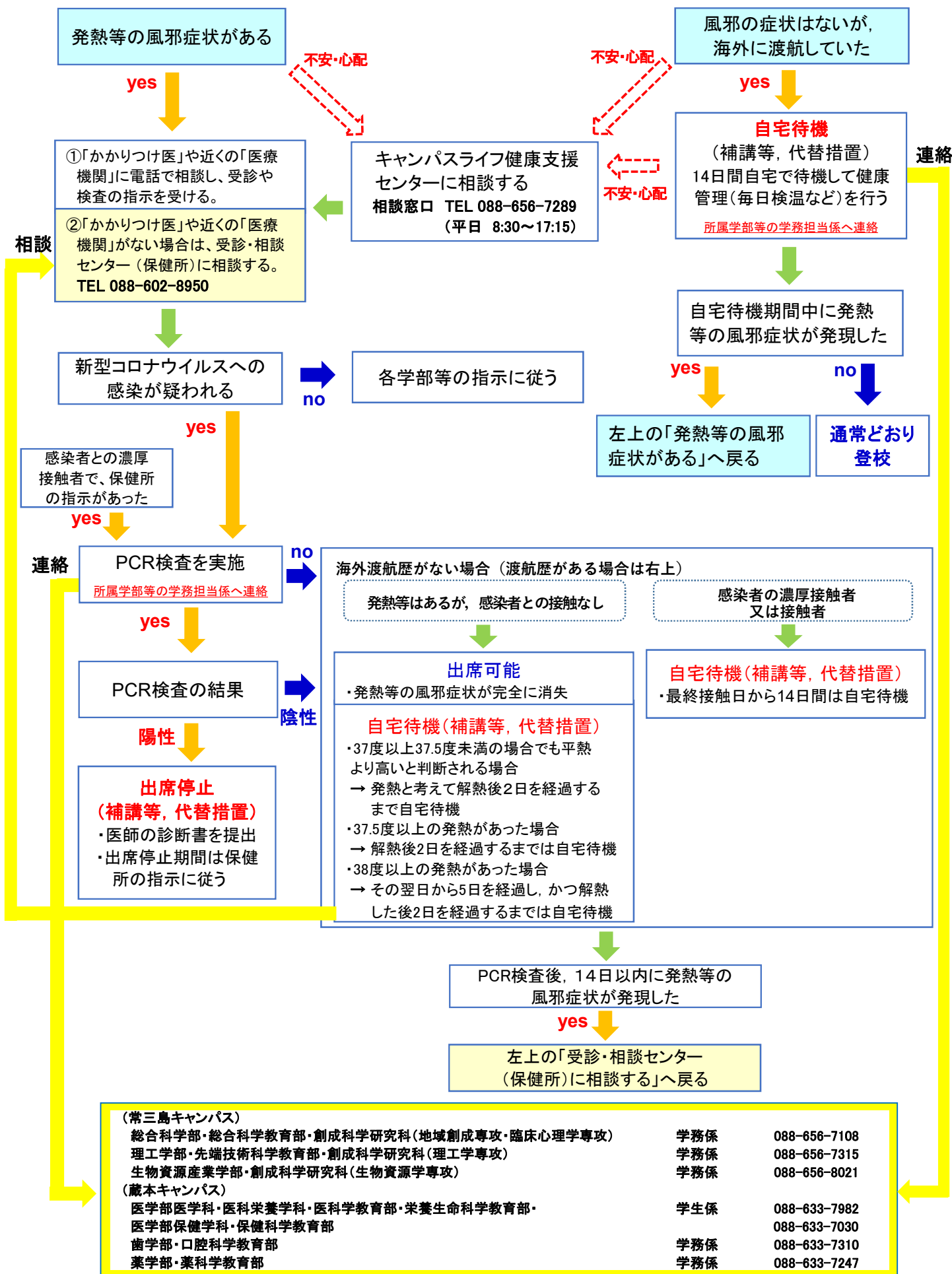
【「学生金庫」に関する問い合わせ先】

徳島大学学生後援会 連絡先：088-656-7087

参考資料

- ・分科会から政府への提言（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」
場面①飲食を伴う懇親会等、場面②大人数や長時間におよぶ飲食、場面③マスクなしでの会話
場面④狭い空間での共同生活、場面⑤居場所の切り替わり など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf
- ・クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日
新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）
業種ごとのクラスターの発生要因や知見・教訓等、クラスターのイメージ例 など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf

新型コロナウイルスに関する措置（学生用）



(常三島キャンパス) 総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創成専攻・臨床心理学専攻) 理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学専攻) 生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学専攻)		学務係	088-656-7108
		学務係	088-656-7315
		学務係	088-656-8021
(蔵本キャンパス) 医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部・ 医学部保健学科・保健科学教育部 歯学部・口腔科学教育部 薬学部・薬科学教育部		学生係	088-633-7982
			088-633-7030
		学務係	088-633-7310
		学務係	088-633-7247